

雇用保険受給手続きを希望される方の住所又は居所を管轄するハローワークにおいて受給資格の有無について確認を受けることになります。

雇用保険受給手続きに必要なもの

I 雇用保険被保険者 離職票 1 および 2 (離職前 2 年間に勤めた会社の分もあれば全て)

II ①個人番号、及び、②住所及び生年月日等が確認できる証明書

①個人番号確認書類 (いずれか 1 種類)

・ 個人番号カード ・ 通知カード (個人番号) ・ 個人番号の記載のある住民票

② 住所及び生年月日等が確認できる書類 (1) のうちいずれか 1 種類、

※ (1) の書類をお持ちでない方は (2) のうち異なる 2 種類 (コピー不可)

(1) ・ 運転免許証 ・ 個人番号カード ・ 住民基本台帳カード (写真付)

※ (2) の場合はいずれかの異なる 2 種類 (コピー不可) の提示が必要です。

(2) ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 通知カード (個人番号)

・ 印鑑証明書 ・ 民生委員の証明書 ・ 公共料金の領収書 等

III 最近の写真 2 枚 たて 3 cm×よこ 2.4 cm 程度の正面上半身のもの

IV 振込みを希望するご本人名義の預金通帳

※①離職時年齢65歳以上の方で運転免許証等で本人確認ができる場合

②マイナンバーカードを所持している方で、手続きの都度提示されることを希望される場合

写真の提出を省略できます。

受給できる要件

求職者給付を受給できるのは、失業の状態にある方のみです。失業の状態とは、離職し「就職したいという積極的な意思いつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり、積極的に仕事を探しているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

① 自己都合・定年・契約期間の満了で離職した方

被保険者期間が離職前 2 年間に通算して 12 ヶ月以上あること

② 倒産解雇等により離職した方(特定受給資格者)

被保険者期間が離職前 1 年間に通算して 6 ヶ月以上あること、又は

被保険者期間が離職前 2 年間に通算して 12 ヶ月以上あること

※ 特定受給資格者の範囲についてはハローワークにお問い合わせください。

※ 被保険者期間について、完全な1ヶ月(例:9月21日~10月20日)のうち、賃金支払基礎日数が 11日以上ある月を1ヶ月とみなします。

※ **65歳以上で離職した方**は被保険者期間が**6ヶ月以上(離職前1年間)**で受給の手続きを行うことができます。

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、原則として**求職者給付の支給を受けることができません。**

ただし、その状態によって受給手続きが可能となる場合や受給期間延長手続きの対象となる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

① 病気やケガ、妊娠、出産、育児などで**すぐに就職できない方**

② 離職してしばらくの間、休養する方

③ 次の就職が決まっている方(内定を含む)

④ 家事に専念する方

⑤ 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方

⑥ **農業・家業に従事し就職することができない方**

⑦ 自営を開始、または自営準備に専念する方

⑧ 会社の役員等に就任している方(就任の予定や**名義だけの役員**も含む)

⑨ **パート、アルバイト中の方**

(ただし、週の労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。)

⑩ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方